

# 社会保険

## 算定基礎届の注意点

例年通り算定基礎届の届出時期になりました。今年は新型コロナウイルスの影響により計算方法に注意すべき点があります。

### はじめに

毎年7月は社会保険算定基礎届の届出時期です。今年は新型コロナウイルス騒動により社員を休業させた日数を含むことがあるため、計算や記入に注意が必要です。以下、算定基礎届の基本的な書き方と注意点について解説します。

### 算定基礎届とは

正確には「被保険者報酬月額算定基礎届」と言い、文字通り社会保険加入者の「標準報酬月額」を「算定する(計算する)」ための届出です。社会保険料は、毎月の給与支払い実績でなく、加入者ごとの「おおよその月額」を「保険料額表」に当てはめて決定し、原則として1年間同じ標準報酬月額を元に保険料算出および加入記録を行う仕組みになっています。算定基礎届は、年1回、4,5,6月の支払い給与額を平均した金額を元にこの標準報酬月額を決め直すという意味合いがあります。



### 休業月を含む場合

今年は、多くの企業が4月から6月にかけて新型コロナウイルス感染拡大にともない休業しました。算定基礎届の対象月に休業がある場合は、以下①、②のような計算をすることになっています。

#### ①休業が既に終わっている場合

7月1日時点で休業が解消している(通常の勤務に戻っている)場合は、4,5,6月の内、休業手当を含まない月のみを平均します。

例えば4月だけ休業して、5月からは休業しておらず今後も休業の見込みがない場合は、4月を除いた5,6月の平均額を記入します。

月	報酬額
4月	15万(休業有)
5月	24万
6月	25万

この2ヶ月の平均額を採用

#### ②休業がまだ終わっていない場合

7月1日時点で休業が終わっていない場合は、休業手当を支給した月も含めて平均します。この場合、昨年に比べて平均額が低くなるため、その理由を備考欄に「○月分から休業手当(△月から一時帰休)」など記入します。

月	報酬額
4月	15万(休業有)
5月	16万(休業有)
6月	19万(休業有)

この3ヶ月の平均額を採用

### 新しい等級の反映時期

算定基礎届の提出による標準報酬月額の変更は9月分(10月末納付分)からとなります。ただし、基本給や手当の単価を変更したなどの事情がある場合、9月より前に随時改定により標準報酬月額が変更となることがあります。